

大規模小売店舗届出書

令和8年4月1日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社薬王堂

代表取締役 西郷孝一

住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：薬王堂^{やくおうどうちほたこてん}千葉多古店

所在地：香取郡多古町多古字九藏560番1 ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名（名称）：株式会社薬王堂 代表取締役 西郷孝一

住所：岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

3 大規模小売店舗を新設する日

令和8年12月2日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,240㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 添付図4 建物配置図：駐車場	47台
合計	47台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 添付図4 建物配置図：駐輪場	5台
合計	5台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
別添 添付図4 建物配置図：荷さばき施設	40.0 m ²
合計	40 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
別添 添付図4 建物配置図：廃棄物等保管施設	4.00 m ³
合計	4 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社薬王堂	午前7時	午前0時	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場	午前6時30分～翌午前0時30分	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No.	出入口の数	位置
駐車場	1か所	別添 添付図4 建物配置図に記載のとおり
合計	1か所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設	午前6時～午後10時	

別紙（小売業者一覧表）

番号		氏名（名称）	法人の場合 代表者の役職名及び氏名	住所（所在地）	主として販売する物品の種類	店舗面積（㎡）	開店時刻	閉店時刻	特記事項
店 No	業者 No								
1	1	株式会社薬王堂	代表取締役 西郷孝一	岩手県紫波郡矢巾町 医大通二丁目7番7号	くすり、化粧品、雑貨、日用品、食品	1,240 ㎡	午前7時	午前0時	
小売業者数合計		1 者			面積合計	1,240 ㎡			

添付書類

1 法人にあってはその登記事項証明書 <規則第4条第1項第1号>

■別添のとおり

2 主として販売する物品の種類 <規則第4条第1項第2号>

小売業者名	主として販売する物品の種類
株式会社薬王堂	くすり、化粧品、雑貨、日用品、食品

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

<規則第4条第1項第3号>

■建物配置図…添付図4 建物配置図

■平面図 …添付図5 平面図・求積図・求積表

4 建物計画の概要

(1) 敷地の概要

① 敷地の面積 店舗敷地 4, 247. 25 m²

② 法令に基づく用途等

都市計画区域	都市計画区域内（非線引き区域）
用途地域	第一種住居地域及び近隣商業地域

(2) 立地環境

① 計画地周辺の概要

計画地は、成田空港の南東約8kmに位置している。

町道大谷・九蔵線に面しており、多古町役場から東方面約200mに位置している。周囲には、住居、農地、太陽光発電施設、事業所等が立地している。

② 隣接地の用途地域及び用途の現況

方角	用途地域	用途現況
北側	第一種住居地域	隣接して農地、太陽光発電施設、住居が立地
東側	第一種住居地域	隣接して農地
南側	近隣商業地域、無指定	道路を挟んで農地、車庫、住居が立地
西側	近隣商業地域、第一種住居地域	隣接して更地、ビニールハウス、事業所が立地

(3) 店舗建物の構造及び面積等

① 建物の構造

鉄骨造地上1階建

② 建物面積の内訳<法第5条第1項第4号>

ア 建築面積：1,437.19 m²

イ 延床面積：1,399.89 m²

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等（単位：m²）

区分	店舗面積	利用者層が異なる併設施設 a			利用者層が同一の併設施設 b	その他 (共用施設等)	延床面積
		オフィス	マンション	-			
1階	1,240 m ²	0 m ²	0 m ²	-	0 m ²	159.89 m ²	1,399.89 m ²
合計	1,240 m ²	0 m ²	0 m ²	-	0 m ²	159.89 m ²	1,399.89 m ²

(注) 四捨五入により、個々の数値の和と合計の欄が合致しない場合がある。

③ 利用者層が同一の併設施設（併設施設 b）の内訳

■該当なし

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第4号>

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事項等		各項目算出のための計算式等
行政人口	13,098 人	令和8年2月1日 住民基本台帳人口
地区の区分	商業地区・ その他地区	用途地域：第一種住居地域、近隣商業地域
S：店舗面積	1.24000 千m ²	
A：店舗面積当たり 日來店客数原単位	1,062.80 人/千m ²	人口40万人未満・店舗面積5,000m ² 以下・その他地区 1,100-30S
B：ピーク率	14.4 %	
L：駅からの距離	300m以上	
C：自動車分担率	80 %	人口10万人未満/その他地区 80%
D：平均乗車人員	2.000 人/台	店舗面積10,000m ² 未満 2.0
E：平均駐車時間係数	0.614	店舗面積10,000m ² 未満 (30+5.5S)/60
小売店舗の必要台数	47 台	A×S×B×C÷D×E
届出台数	47 台	

(2) 市町村条例等に基づく附置義務

- ①附置義務の有無 有 ・ 無
 ②条例等名称：－
 ③附置義務に基づく必要駐車台数：一台
 ④附置義務に基づく必要駐車台数の算出 ー

(3) 特別な事情による必要駐車台数の算出

■該当なし

(4) 併設施設利用者のための駐車場の必要台数について

■該当なし

(5) 届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

項目		駐車場種類	平面平置駐車場(自走式)
来客が駐車する可能性のある駐車区画	駐車区画の数	普通車用	54台
		軽自動車用	0台
		身障者用	1台
		高齢者用	0台
	総収容台数(内訳)	55台 ※内訳 届出台数47台 従業員用8台 業務用0台	
	駐車区画の大きさ	普通車用	$5\text{m} \times 2.5\text{m} = 12.5\text{m}^2$
		身障者用	$5\text{m} \times 3.5\text{m} = 17.5\text{m}^2$
面積(駐車区画の大きさ×総収容台数)		692.5 m^2	
利用可能な出入口		合計1か所(出入口)	
駐車料金の徴収の有無		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
店舗専用・他の駐車場との共用の別		<input checked="" type="checkbox"/> 店舗専用 ・ 他用途と共用(公共駐車場の一部)	
敷地内・隔地の別(隔地の契約形態)		<input checked="" type="checkbox"/> 敷地内 ・ 隔地()	
来客利用可能時間帯(来客以外も含めた利用可能時間帯)		午前6時30分～翌午前0時30分 (併設施設の来客：該当なし)	

(6) その他の駐車場

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	収容台数
従業員駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 共用・別途	8台
従業員駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	共用・ <input checked="" type="checkbox"/> 別途	11台
業務用駐車場	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	共用・別途	0台
合 計			19台

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項<規則第4条第1項第5号>

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段：道路No		道路No 1	
下段：道路名（通称）		町道大谷・九蔵線（多古中央ロード）	
店舗からの方角		南側	
店舗駐車場の出入口 （有の場合、出入口 No）		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 （出入口）	
搬出入車両が使う出入口 （有の場合、出入口 No）		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 （搬入車出入口）	
幅員	車道		6m
	車線数		片側1車線、合計2車線
	歩道	店舗側	2.8m
		反対側	2.8m
	路肩・中央分離帯他		1.6m
	合計		13.2m
交通規制		なし	
安全施設		なし	
信号交差点の数 （右折帯設置の交差点の数）		0交差点 （0交差点）	
横断歩道等の有無		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
通学路 の有無	店舗側	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
	反対側	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
バス路線の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
バス停の有無		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
拡幅予定など		未定	

(2) 駐車場の入庫処理能力

■自走式で発券ブース等のない駐車場

(3) 敷地内駐車待ちスペース

出入口 No	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要駐車待ちスペース		スペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠	
別添添付図4 出入口	有・無	4m	有・無	-32.8m	下記※参照	

※必要駐車待ちスペース

$$= (\text{当該入口の1分当りの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当りの入庫処理可能台数}) \times 6\text{m (平均車頭間隔)}$$

(4) 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	令和7年11月30日（日）6：00～20：00 令和7年12月1日（月）6：00～20：00
調査場所	添付図7（来退店経路図（周辺）） 交差点1～3
調査の委託先	日本環境科学株式会社
調査方法	3車種分類（大型車、普通車、二輪）
調査結果	別添交通予測結果のとおり。

(5) 開店後の周辺道路の交通量の予測 <規則第4条第1項第5号>

予測方法	■ 来客分布範囲内の世帯数分布から来客車両経路及び走行台数を予測し、交通量調査結果に加算した。
予測の根拠	■ 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号）算出式による。
予測結果	■ 別添交通予測結果のとおり。

7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法<規則第4条第1項第6号>

(1) 来客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

経路を示す図面	<ul style="list-style-type: none"> ■添付図6 来退店経路図(広域) ■添付図7 来退店経路図(周辺)
商圈設定の考え方	■既存店舗の実績から、半径2km以内を商圈として設定した。
経路設定の考え方 ・配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の主要幹線道路を經由して来店することとした。 ■迂回による混雑を避けるため、右折入出庫を前提として来退店経路を設定した。
入出庫の説明	<ul style="list-style-type: none"> ■(来店) 東方面からは右折入庫/西方面からは左折入庫 ■(退店) 東方面へは左折出庫/西方面へは右折出庫

(2) 来客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (敷地内、周辺)	■出入口に駐車場出入口案内サインを設置する。
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知	■新規開店時等、必要に応じて新聞折込チラシ等に掲載する。
交通整理員の配置	①配置場所：出入口付近 ②人数：1名 ③配置日時等： 新規開店時等、特に混雑が予想される日に配置。
周辺道路に通学路「有」の場合の安全策	■新規開店時等、特に混雑が予想される日には必要に応じて交通整理員を配置し安全確保に努める。
荷さばき車両に係る安全策	■朝の通学時間帯を避けた搬入スケジュールとする。
右折入出庫「有」の場合の解析結果、具体的安全対策等	①右折入出庫「有」とした理由 迂回による住宅地内の道路への交通集中を避けるため、右折入出庫を前提として来退店経路を設定した。 なお、解析の結果、右折入出庫計画台数が交通容量の基準値以下となっており、前面道路への滞留は生じないと予測している。 ②右折入出庫の安全策 新規開店時等、特に混雑が予想される日には必要に応じて交通整理員を配置して安全確保に努める。
その他交通への支障を回避するための方策	特になし。

8 駐輪場の計画

(1) 駐輪場の収容台数

■届出収容台数：5台

(2) 指針の参考値による必要駐輪台数の算出

S：店舗面積	1, 240 m ²
必要駐輪台数算出式	S：1, 240 m ² / 35 m ²
必要駐輪台数	35台

(3) 市町村条例等に基づく附置義務

- ①附置義務の有無 有 ・ 無
②条例等名称：－
③附置義務に基づく必要駐輪台数：－台
④附置義務に基づく必要駐輪台数の算出 ー

(4) その他の事情による駐輪台数の算出

- ①必要駐輪台数 4台
②算出根拠

既存類似店3店舗分の調査

■薬王堂弘前安原店（店舗面積：1,516 m²）…必要駐輪台数参考値=1,516 m² ÷ 35 m²/台=43台

調査日：令和7年9月28日(日)

ピーク時間(15時台)の駐輪台数実測値(原付・自動二輪含む)：3台

来客補正值=年間最大来客数 ÷ 調査日来客数=1.15

店舗面積補正值=計画店舗面積 ÷ 調査店舗面積

$$=1,240 \text{ m}^2 \div 1,516 \text{ m}^2 = 0.82 \Rightarrow 1 \text{ 未満の場合は } 1 \text{ とする}$$

必要駐車台数=実測値 × 来客補正值 × 店舗面積補正值=3.45 ÷ 4台

■薬王堂青山店（店舗面積：1,329 m²）…必要駐輪台数参考値=1,329 m² ÷ 35 m²/台=38台

調査日：令和7年10月19日(日)

ピーク時間(14時台および16時台)の駐輪台数実測値(原付・自動二輪含む)：2台

来客補正值=年間最大来客数 ÷ 調査日来客数=1.1

店舗面積補正值=計画店舗面積 ÷ 調査店舗面積

$$=1,240 \text{ m}^2 \div 1,329 \text{ m}^2 = 0.93 \Rightarrow 1 \text{ 未満の場合は } 1 \text{ とする}$$

必要駐車台数=実測値 × 来客補正值 × 店舗面積補正值=2.2 ÷ 3台

■薬王堂宮城鹿島台店（店舗面積：1,336 m²）…必要駐輪台数参考値=1,336 m² ÷ 35 m²/台=38台

調査日：令和7年9月28日(日)

ピーク時間(15時台)の駐輪台数実測値(原付・自動二輪含む)：3台

来客補正值=年間最大来客数 ÷ 調査日来客数=1.15

店舗面積補正值=計画店舗面積 ÷ 調査店舗面積

$$=1,240 \text{ m}^2 \div 1,336 \text{ m}^2 = 0.93 \Rightarrow 1 \text{ 未満の場合は } 1 \text{ とする}$$

必要駐車台数=実測値 × 来客補正值 × 店舗面積補正值=3.45 ÷ 4台

(5) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No	駐輪場 構造	届出収容台数			面積	駐輪区画の大きさ/1台		料金徴収 の有無
		自転車	原付	合計		自転車	原付	
駐輪場	平面式	5台	-台	5台	5.7 m ²	0.6m×1.9m	-	有・無
合計		5台	-台	5台	5.7 m ²	0.6m×1.9m	-	有・無

(6) 駐輪場の管理体制

整理員等の配置		<ul style="list-style-type: none"> ■配置場所：駐輪場付近 ■配置時間：繁忙時に必要に応じて配置する。 ■人数：1人
管理体制	営業時間内	■従業員が巡回する。
	営業時間外、深夜等	■閉店時に従業員が巡回する。

(7) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場を示す路面標示を設置する。

9 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき 施設 No.	届出 面積	想定する車両 (想定する車両の大きさ)	同時作業 可能台数	待機スペース	
				有無 (待機可能台数)	届出面積 に含むか
荷さばき施設	40 m ²	4トン	1台	無	-
合計	40 m ²	-	-	-	-

(2) 搬出入車両の出入口

荷さばき施設 No.	搬出入車両の出入口の数 (専用・兼用の別)	出入口 No
荷さばき施設	専用1か所	搬入車出入口

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設	午前6時～午後10時

(4) 搬出入車両の安全策

荷さばき施設 No.	出入口における安全策	敷地内での安全策
荷さばき施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 朝の通学時間帯を避けた搬入スケジュールとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 搬入車転回スペースを来客駐車場と分離する。

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

＜規則第4条第1項第7号＞

【荷さばき施設】

時間帯	搬出入車両		廃棄物 車両…b	総合計 a+b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	4t車	計…a			
0時～1時					
1時～2時					
2時～3時					
3時～4時					
4時～5時					
5時～6時					
6時～7時					
7時～8時					
8時～9時					
9時～10時					
10時～11時			1台	1台	5分
11時～12時					
12時～13時	1台	1台		1台	20分
13時～14時					
14時～15時	1台	1台		1台	20分
15時～16時					
16時～17時					
17時～18時					
18時～19時					
19時～20時					
20時～21時					
21時～22時					
22時～23時					
23時～0時					
合計	2台	2台	1台	3台	
1台当たりの 平均的処理時間	20分	—	5分	—	—

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

- ・同時作業可能台数：1台…A
 - ・1時間当たり延べ処理可能時間：60分（60分×A）…B
 - ・ピーク時処理時間：12時～13時 延べ20分…C
14時～15時 延べ20分…C
- B（1時間当たり処理可能時間）>C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画としている。

【1日当たり搬出入車両台数】

荷さばき施設 No	搬出入車両			廃棄物 車両…B	総合計 A+B
	2t車	4t車	計…A		
荷さばき施設	0台	2台	2台	1台	3台
合計	0台	2台	2台	1台	3台

1.1 遮音壁等を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

■該当なし

1.2 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

(1) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場構造	届出台数 (総収容台数)	利用時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
平面平置 駐車場	47台 (55台)	午前6時30分 ～翌0時30分	■床や排水蓋等による 段差をなくす。	■夜間騒音低減のため、低速 走行を促す10km/h 走行の路 面標示を設置する。 ■アイドリングストップ禁止 サインの設置。

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設 の騒音対策	■荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮 ■床の段差をなくし、騒音発生を抑制する
荷さばき作業 の騒音対策	■荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底 ■作業人員への騒音防止意識の徹底

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物回収 場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
屋内 バックヤード内	午前6時 ～午後10時	■床の段差をなくし、騒 音発生を抑制する。	■廃棄物処理業者への騒音抑制意識向 上を働きかける。 ■深夜・早朝における作業をおこなわな い。

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

* BGM等の使用の有・無 有 ・ 無

1.3 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面

<規則第4条第1項第9号>

項目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
冷凍室外機	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	2	60dB 以下	24時間	■低騒音機器 を選定する	6kW 以下
空調室外機	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	6	64dB 以下	午前6時 ～翌午前1:00		5.5kW 以下
給排気口	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	8	46dB 以下	午前6時 ～翌午前1:00 一部24時間		16.5W 以下
キュービクル	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	1	49dB	24時間		-

1.4 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第10号>

■等価騒音レベル予測結果

予測地点			昼間 (午前6時～午後10時)		夜間 (午後10時～午前6時)	
	高さ	用途地域 (地域の類型)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)
A 1	1.2m	近隣商業地域 (C類型)	60	45	-	-
A 2	1.2m	第一種住居地域 (B類型)	55	47	-	-
A 3	1.2m	第一種住居地域 (B類型)	55	43	-	-
A 4	1.2m	用途地域無指定 (C類型適用)	60	44	-	-
B 1	1.2m	近隣商業地域 (C類型)	-	-	50	39
B 2	1.2m	第一種住居地域 (B類型)	-	-	45	42
B 3	1.2m	第一種住居地域 (B類型)	-	-	45	38
B 4	1.2m	用途地域無指定 (C類型適用)	-	-	50	40

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

すべての予測地点で基準以下となっている。

なお、近隣から騒音に対する苦情があった場合は、誠意を持って対応する。

15 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第11号>

■夜間の騒音レベル最大値予測結果

	予測地点		規制基準 (dB)	予測結果 (dB)		備考
	高さ	用途地域 (区域の区分)		騒音 対策前	騒音 対策後	
C 1	1.2m	近隣商業地域 (第三種区域)	50	53	47	騒音対策により基準以下。 最寄り住居(C1')で基準以下。
C 1'	1.2m	第一種住居地域 (第二種区域)	45	44	38	基準以下。
C 2	1.2m	第一種住居地域 (第二種区域)	45	63	57	基準超過だが、最寄り住居 (C2'')で基準以下。
C 2'	1.2m	第一種住居地域 (第二種区域)	45	59	53	基準超過だが、最寄り住居 (C2'')で基準以下。
C 2''	1.2m	第一種住居地域 (第二種区域)	45	44	38	基準以下。
C 3	1.2m	第一種住居地域 (第二種区域)	45	37	33	基準以下。
C 4	1.2m	第一種住居地域 (第二種区域)	45	52	52	基準超過だが、道路対向地 (C4')で基準以下。
C 4'	1.2m	用途地域無指定 (第三種区域適用)	50	40	36	基準以下。
C 5	1.2m	近隣商業地域 (第三種区域)	50	59	52	基準超過だが、道路対向地 (C5')で基準以下。
C 5'	1.2m	近隣商業地域 (第三種区域)	50	46	40	基準以下。

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

※騒音対策は、車両走行10km/h制限

■夜間の騒音レベル最大値予測結果（空調室外機、冷凍室外機合成騒音）

	予測地点		規制基準 (dB)	予測結果 (dB)	備考
	高さ	用途地域 (区域の区分)			
C 4	1.2m	第一種住居地域 (第二種区域)	45	58	基準超過だが、道路対向地(C4')で 基準以下。
C 4'	1.2m	用途地域無指定 (第三種区域適用)	50	43	基準以下。

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

敷地境界で基準超過箇所があるが、最寄りの住居で基準以下となっている。

なお、近隣から騒音に対する苦情があった場合は、誠意を持って対応する。

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第12号>

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

■廃棄物等保管施設(店舗面積:1,240㎡)

廃棄物種別	店舗面積当たりの 廃棄物等 排出量原単位 (単位:t/千㎡)		S: 店舗面積	A: 1日当たりの 廃棄物等の 排出予測量 (原単位 ×店舗面積) 指針原単位 を使用	B: 廃棄物等 の 平均保管 日数 (7日÷Z)	Z 廃棄物 回収 頻度	C: 廃棄物等の 見かけ比重	(A×B÷C) 廃棄物等の 保管容量 (平均保管 日数による)
			(千㎡)	(t)	(日)	(回/週)	(t/㎡)	(㎡)
紙製 廃棄物等	6000㎡以下	0.208	1.24000	0.2579200	1.000	7	0.10	2.579
	6000㎡超	0.011	0.00000	0.0000000	1.000	7		0.000
金属製 廃棄物等	6000㎡以下	0.007	1.24000	0.0086800	1.000	7	0.15	0.058
	6000㎡超	0.003	0.00000	0.0000000	1.000	7		0.000
ガラス製 廃棄物等	6000㎡以下	0.006	1.24000	0.0074400	1.000	7	0.30	0.025
	6000㎡超	0.002	0.00000	0.0000000	1.000	7		0.000
プラスチック製 廃棄物等	6000㎡以下	0.020	1.24000	0.0248000	1.000	7	0.04	0.620
	6000㎡超	0.003	0.00000	0.0000000	1.000	7		0.000
生ごみ等	6000㎡以下	0.169	1.24000	0.2095600	1.000	7	0.55	0.381
	6000㎡超	0.020	0.00000	0.0000000	1.000	7		0.000
その他の 可燃性 廃棄物等	-	0.054	1.24000	0.0669600	1.000	7	0.38	0.176
(計画容量)>(必要容量)であり、計画容量は必要容量を満足している。							必要容量	3.839
							計画容量	4.000

(2) 特別な事情による廃棄物等の予測排出量

■該当なし

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

■該当なし

(4) 廃棄物等の保管場所の計画

【廃棄物等保管施設】

ア 廃棄物保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な容量 (A×B)	保管可能な面積 A	保管可能な高さ B	廃棄物保管施設の 位置
紙製廃棄物等	2.65 ㎡	5.30 ㎡	0.50 m	添付図4
金属製廃棄物等	0.060 ㎡	0.12 ㎡	0.50 m	添付図4
ガラス製廃棄物等	0.040 ㎡	0.080 ㎡	0.50 m	添付図4
プラスチック製廃棄物等	0.65 ㎡	1.30 ㎡	0.50 m	添付図4
生ごみ等	0.40 ㎡	0.80 ㎡	0.50 m	添付図4
その他可燃物	0.20 ㎡	0.40 ㎡	0.50 m	添付図4
合計	4.00 ㎡	8.00 ㎡	0.50 m	
(参考)廃棄物保管施設全体の面積(C)		8.00㎡(C≥A)		

イ リサイクル品（再利用対象物）保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

■紙製廃棄物等、金属性廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等、リサイクル品保管施設は、廃棄物等保管施設と兼用する。

ウ 廃棄物等保管施設の容量（届出容量＝保管可能な容量の合計）

廃棄物保管施設の容量	4 m ³
------------	------------------

廃棄物保管施設の容量	4 (4.00) m ³ ≥ 3.84 m ³ (指針の予測量合計)
------------	--

17 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画・食品加工場の計画

(1) 廃棄物減量化・リサイクル計画

ア 法令への対応

① 食品リサイクル法対応	■発注量の最適化等により、食品ロスの削減に努める。
② 容器包装リサイクル法対応	■レジ袋有料化、マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装等により、容器包装の削減に努める。
③ 家電リサイクル法対応	該当なし
④ 小型家電リサイクル法対応	該当なし
⑤ 資源有効利用促進法対応（パソコン等）	該当なし

イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組

① 商品搬入時における取組	■ダンボール等の減量のため、梱包材の簡素化等を行う。
② 営業活動における取組	■発注量の最適化により廃棄商品を減らす。 ■廃棄物の分別を徹底し、再利用を促す。
③ 地域住民等の意識を高めるための活動内容の公表等の取組	■詰め替え商品等、繰り返し使用できる商品を取り扱う。
④ その他取組	■従業員に対して、分別・リサイクル徹底を周知する。

ウ 廃棄物リサイクル・処理計画

廃棄物の種類	リサイクル割合	処理方法・資源化後の利用方法 (主なもの)	処分業者
紙製廃棄物等	100%	段ボール等に再生	許可業者(未定)
金属製廃棄物等	100%	金属製品に再生	許可業者(未定)
ガラス製廃棄物等	100%	ガラス製品に再生	許可業者(未定)
プラスチック製廃棄物等	100%	プラスチック製品に再生	許可業者(未定)
生ごみ等	0%	焼却処分	許可業者(未定)
その他可燃性廃棄物等	0%	焼却処分	許可業者(未定)

(2) 食品加工場等計画

■食品加工場はありません

18 防災・防犯対策への協力

(1) 防災対策

防災協定等締結（予定）の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
締結（予定）協定の内容	—
協定以外の防災対策への協力	■災害時に行政機関から要請があった場合、協力を検討する

(2) 小売店舗に係る防犯対策

<ul style="list-style-type: none"> ■駐車場等の照明の設置 ■営業時間外の機械警備対応
--

(3) 併設施設における防犯対策・非行防止策

該当なし

19 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

【計画等名】千葉県屋外広告物条例
【上記計画に沿って、当該店舗において配慮する事項】
■屋外広告物を設置する場合は、条例を遵守する。

(2) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	必要緑化面積算出根拠
4,247.25 m ²	127.41 m ² (3%)	① 必要緑化面積：127.41 m ² ② 根拠法令：都市計画法施行令第25条六 ③ 計算式：敷地面積 4,247.25 × 3% = 127.41 m ²
<緑化の内容> 芝		

(3) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	未定	未定
照明灯の方向	来客出入口、駐輪場、駐車場に向ける。	広告塔に直接向ける。
照明の強さ	未定	未定
点灯時間	日没から駐車場利用可能時間帯まで	日没から閉店時まで
光害対策	■駐車場利用時間以外は消灯する。 ■住居に直接光が当たらないように配置、方向、強さ等に十分注意する。	

(4) その他、景観への配慮

特記すべき事項	特になし

20 歩行者の通行の利便性の確保

歩行者の通行の利便性の確保	■新規開店時等、特に混雑が予想される日には、交通整理員を配置する。
夜間照明の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

21 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

従業員 の 地元雇用 に 努める。

2.2 届出事項一覧表

届出事項		
店舗面積	1, 240 m ²	
駐車場の位置及び収容台数	位置	添付図4 建物配置図
	収容台数	駐車場：47台 合計：47台
駐輪場の位置及び収容台数	位置	添付図4 建物配置図
	収容台数	駐輪場：5台 合計：5台
荷さばき施設の位置及び面積	位置	添付図4 建物配置図
	面積	荷さばき施設：40.0 m ² 合計：40 m ²
廃棄物等保管施設の位置及び容量	位置	添付図4 建物配置図
	容量	廃棄物等保管施設：4.0 m ³ 合計：4 m ³
開店時刻及び閉店時刻	株式会社薬王堂 開店時刻：午前7時、閉店時刻：午前0時	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場：午前6時30分～翌午前0時30分	
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数	1か所
	位置	添付図4 建物配置図
荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設：午前6時～午後10時	

【添付図面】

- 添付図1 ……広域見取図
- 添付図2 ……周辺見取図
- 添付図3 ……都市計画図
- 添付図4 ……建物配置図
- 添付図5 ……平面図・求積図・求積表
- 添付図6 ……来退店経路図（広域）
- 添付図7 ……来退店経路図（周辺）
- 添付図8 ……騒音発生予測地点・発生源位置図
- 添付図9 ……立面図